



N e w s L e t t e r

みんなのまちづくり

第33号 / 2010. 2. 18

発 行 明姫幹線南地区 まちづくり協議会 広報部会



明姫幹線南地区まちづくり協議会会員の皆様へ



年末・年始の寒さも、平年並みの状況となりましたが、リーマンショックから端を発した世界的な金融不安・経済の低迷は、未だ克服されていません。

日本では、鳩山内閣へと政権の交代があり、マニフェストを忠実に実施しようとの意気込みは汲み取れますが、先ほどの事業仕分け作業において、特に農政面で疑問を持ったのは、私だけでしょうか。

さて、明姫幹線南地区まちづくり協議会も今年は、発足から10年目の節目の年に当たりますが、この10年経過した現在を見ると、何も進展していなく環境破壊のみが進んでいる状況に暗たんたる気持ちを拭いきれません。市街化区域編入に向けて取り組んでいく一方で、人口減少・少子高齢化社会を迎える中では、これまでの拡大成長を前提としたまちづくりは難しい状況です。まずは市街化調整区域の特性を活かしたまちづくりについても取り組んでいこうと考えております。ただそれまで何の策もなく傍観するのでなく、これ以上の環境破壊が進まないよう会員の皆様そして役員が一丸となって環境保全に取り組んでいきたいと存じます。

そして、後世から明姫幹線南地区まちづくり協議会があつてよかったと、感謝されるように頑張っていきたいと思う所存です。

明姫幹線南地区まちづくり協議会 会長 塩崎 真一郎

(広告)



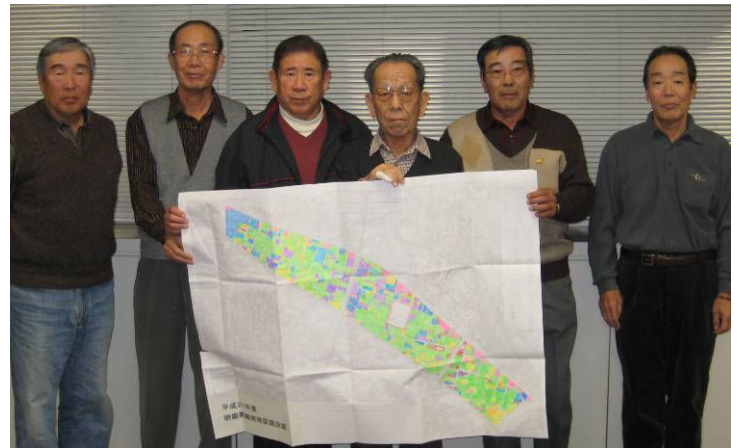
平成21年度土地利用現況図 完成!!



今年度も環境管理部会により、寒い中、部会員の方々が地域を回り、土地利用の変化をメモに書きとめ、平成21年12月8日に高砂市庁舎において土地利用別に色塗りを行い、土地利用現況図が完成しました。

少人数での作業で大変でしたが、立派な現況図が出来ました。部会員の方々が熱心に作業を行われました。本当にお疲れ様でした。

協定の届出は5件でした。前年と比べて大きな土地利用の変化は見られませんでした。調査結果は、今後、明姫幹線南地区の土地利用状況の変化の貴重な資料になっていくと考えられます。地図は協議会事務局の高砂市まちづくり部まちづくり推進課にて保管しています。閲覧は可能ですので、事務局でお尋ねください。



平成21年度土地利用現況図



作業の様子



A地区：高谷さん、水野さん



B地区：柴田さん、位田さん



C地区：池野さん、臼井さん

農地法等が改正されました！(平成21年12月15日施行)

「農地制度の見直し」

- ①農地の減少を食い止め、農地の確保を図ります。
- ②農地を耕作目的で貸しやすく・借りやすくします。
- ③農地の効率的な利用を図ります。



主な改正点

○農地の貸借規制が緩和されます

農地を利用できる者の範囲が拡大します。

(一定の条件付きで一般企業などの参入が容認されました。)

○違反転用に対する罰則が強化されます

事項	改正前	改正後
違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)

○農業委員会への届出が必要となります

相続等で農地を取得した人は、農地の所在する農業委員会への届出が必要になります。

○相続税納税猶予制度の見直し

市街化区域内農地の免除要件

現行どおり20年(耕作で免除)

市街化調整区域内農地の免除要件

20年 ⇨ 終身(耕作継続)

○農地の賃貸借の存続期間

農地の賃貸借の存続期間について、50年まで可能となります。

〈農地の権利取得の下限面積について〉

改正農地法施行前は、農地の権利取得にあたっての下限面積の設定は、兵庫県知事となっていたのですが、改正後は、地域の実情に応じて農業委員会の判断で下限面積を設定することになりました。

※高砂市では、改正農地法施行後も農地の権利取得にあつての下限面積は、20aとなっており変更はありません。

農地法の改正に関するご質問等は高砂市農業委員会事務局にお問い合わせ下さい

TEL : 079-443-9059

E-mail : tact8700@city.takasago.hyogo.jp

高砂市総合計画 『まちづくり提案』募集中

総合計画は、わたしたちのまちの将来像とその実現に向け必要かつ基本的な施策を表したもので、まちづくりの指針となるものです。

高砂市では、平成12年に平成22年度を目標年次とする第3次高砂市総合計画を策定し、「市民がつくる 活力とやさしさはぐくむ交流のまち 高砂」をめざして、まちづくりを推進しております。

このたび、平成23年度よりスタートする新しい総合計画を策定するにあたり、新しい総合計画の策定を市民の皆さんとの協働により取組むため「まちづくり提案」を募集します。

新しい高砂市のまちづくりのために市民の皆さんからの積極的なご提案をお待ちしております。

・**提案資格者** 高砂市内に居住、通勤及び通学している人

・**提案方法** 提案用紙を、郵送、持参、ファックス、電子メールのいずれかで提出

(1) 提案用紙 市役所（企画総務部企画政策課（本庁2階）、1階受付）、市民サービスコーナー）の窓口に設置するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

[\(http://www.city.takasago.hyogo.jp/\)](http://www.city.takasago.hyogo.jp/)

(2) 提出先 高砂市企画総務部企画政策課（総合計画担当）

・住所 〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

・ファックス 079-442-2229（代表）

・メールアドレス tact2110@city.takasago.hyogo.jp

(3) 提出期限 平成22年 3月31日（水）

◇ 事務局からのお願い◇

まちづくり協定区域内で、大型車両等の通行により水路際の路肩が崩れて水路内に土が堆積するといったことが発生し、水利組合の方が困っておられます。車両での通行の際には路肩を崩さないように、また、わだちを作らないよう注意して運転をお願いします。

もうすぐお花見の季節になりますが、お花見で発生したゴミ等は各自で持ち帰り、そのまま放置しないようにお願いします。



(広告)

協議会の運営やまちづくりに関するご質問は、各地区役員及び事務局に遠慮なくお問い合わせ下さい。

明姫幹線南地区まちづくり協議会 事務局：高砂市まちづくり部まちづくり推進課

TEL：079-443-9033

FAX：079-443-9091

E-mail：tact3810@city.takasago.hyogo.jp